

## 舞台芸術等交流拠点への誘客促進事業実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、舞台芸術等交流拠点への誘客促進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

本事業は、鳥の劇場及びその周辺の文化観光資源等を巡る旅行商品を造成し、鳥取市鹿野町内の舞台芸術を核とした交流拠点エリアを県内外に向けて広く周知し、今後の継続的な誘客へ繋げていくことを目的とする。

### 第3 事業の概要

第2の目的に資する旅行の企画について募集・審査し、効果的な企画について実施経費の一部を支援する。

### 第4 対象となる旅行

#### (1) 旅行の種類

募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。

※募集型企画旅行とは、旅行会社があらかじめ旅行内容（目的地、旅行代金及び日程等）を定めて旅行参加者を募集して実施するものをいい、受注型企画旅行とは、旅行者の希望に応じて、旅行会社が旅行の企画をし、その企画を旅行者が承諾した場合に旅行手配を行うものをいう。

#### (2) 旅行内容の要件

下記の内容を全て満たすものとする。

##### ア 内容

(ア) 鳥の劇場（鳥取市鹿野町）で行われる「鳥の演劇祭17」の公演鑑賞またはその他の催事を含むものであること。

(イ) (ア) 以外の訪問先として、青谷かみじち史跡公園を含むこと。また、必要に応じて立ち寄り先に食事処を含めてもよい。

##### イ 旅行日数・方法

日帰りによるバス旅行とする。なお、参加人数等に応じてジャンボタクシー等への振替も可能とする。

##### ウ 実施回数

3回以上とする。そのうち少なくとも1回は県中部または西部を発着地とする旅行とする。

#### (3) その他実施上の注意

ア 旅行代金は、補助金が充当される貸切バス料金（運賃及び料金）分を除いた上で設定すること。

イ 各旅行企画について、効果的に集客を図るため、ターゲットやテーマを設定し、企画書に明記すること。（親子向け：芸術の秋満喫「演劇鑑賞・体験ツアー」、大人向け：「県内の文化芸術施設まるごと周遊ツアー」など）

### 第5 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、旅行業法（昭和27年法律第239号）で規定する第1種旅行業務、第2種旅

行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた旅行会社とする。

#### 第6 企画の採択及び補助金の交付

応募のあった旅行の企画のうち、別に設ける審査委員会で採択したものについて、舞台芸術等交流拠点への誘客促進事業補助金交付要綱（令和5年6月23日付第202300075563号地域づくり推進部長通知）に基づき補助金を交付する。

#### 第7 雑則

この要領に定めるほか、本事業の実施に必要な事項は、鳥取県地域社会振興部文化政策課長が定めるものとする。

##### 附 則

この要領は、令和5年6月23日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。